

# デラウェア州における株主の閲覧権と正当目的の立証

——「信頼できる根拠」基準の適用——

釜 田 薫 子

## 目次

- 第一章 問題の所在
- 第二章 デラウェア州一般会社法二二〇条における閲覧権
  - 第一節 閲覧権の意義
  - 第二節 正当目的と株主の立証責任
  - 第三節 閲覧できる文書の範囲
- 第三章 調査を目的とした閲覧権の行使
  - 第一節 「信頼できる根拠」基準の発展
  - 第二節 「信頼できる根拠」基準の適用
  - 第三節 裁判例の検討
- 結び

## 第一章 問題の所在

平成二六年会社法改正による多重代表訴訟の導入により、株主代表訴訟制度のあり方が改めて注目されている。株主代表訴訟制度の問題点のひとつとして、株主による訴訟資料の入手の問題が挙げられよう。訴訟資料としては、取締役会議事録、会計帳簿などを挙げる事ができる。このほか、より具体的な情報が記載されているものとしては会社内部の調査委員会による報告書や、調査委員会にアドバイスをを行う専門家の意見書などが考えられる。ところで、会社法の成立とともに不提訴理由書制度（会社八四七条四項）が創設されたことで、取締役に対して提訴しない理由がある程度詳細に記述することが必要となり（会社施二一八条）、制度の創設前と比較すれば、提訴請求の内容について会社が充実した調査を行うインセンティブが高まっている<sup>1</sup>。これによって、より多くの調査資料が会社内部で作成され、保管されていると思われる。訴訟の充実という観点からは、それらの資料をできるだけ多く訴訟に反映することが望ましいが、他方で、無制限に資料を公開することになれば、会社の秘密保持の要請は満たされない。会社側としても、秘密事項の公開により不当な損害を被る恐れから、報告書や意見書に詳細な記載を行わないということも考えられる。そこで、訴訟の充実と会社の秘密保持の要請とのバランスをとるために、株主がこれらの資料をどのような目的に使用しているのか、また、株主に入手させるべき資料の範囲をどこまで認めるのかを検討する必要がある。

取締役会議事録や会計帳簿閲覧権については、議事録の閲覧等請求権（会社三七一条二項三項）、会計帳簿閲覧等請求権（会社四三三条）が認められている。しかし報告書や意見書といった資料の閲覧謄写請求権については特に会社法に規定はない。そこで、会社法に定めのある閲覧権の内容を参考に検討することになるが、報告書や調査書といった資料の閲覧謄写を認める基準については、会計書類よりはむしろ取締役会議事録の閲覧謄写に関する議論が参考になると

思われる。会社法三七一条によれば、株主は、その権利を行使する必要があるときは、裁判所の許可を得て、取締役会議事録の閲覧または謄写の請求をすることができる。裁判所は、取締役会議事録の閲覧または謄写が会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、閲覧謄写の許可をすることができない（会社三七一条六項）。

次に裁判例であるが、旧商法下の裁判例および会社法下の裁判例を通して、取締役会議事録の閲覧・謄写請求が争われた例は多くなく、<sup>(2)</sup> その中でも、閲覧謄写請求が認められる要件に関して具体的な内容や判断基準を示したものはわずかである。近年の事例のひとつである東京地決平成一八・二・一〇は、<sup>(3)</sup> 「権利行使の必要性」の要件について、権利行使の蓋然性がないといえる場合や権利行使に関係のない取締役会議事録の閲覧謄写は許可の対象とならないとした。この決定によれば、質問権の行使や株主代表訴訟の提起をするためといった抽象的な理由だけでは、権利行使の蓋然性がないとされる。権利行使の必要性があるというためには、「権利行使の対象となり得、または権利行使の要否を検討するに値する特定の事実関係が存在し、閲覧・謄写の結果によっては、権利行使をすることができるときである場合であって、かつ、当該権利行使に関係のない取締役会議事録の閲覧・謄写を求めているということができないときであれば足りる」と判示した。この考え方は、その後佐賀地決平成二〇・二・二六によって踏襲されている。<sup>(4)</sup> 「株主の権利行使に関係がない」という文言については、訴訟の証拠収集目的で個人的な利益を図るために請求を行う場合を指すとし、このような場合には請求は認められないとしたものがある。<sup>(5)</sup> また、大阪高決平成二五・一・一八は、株主総会での株主提案権（会社三〇三条二項）も取締役会議事録の閲覧謄写請求を基礎づけうる権利であることを正面から認めており、この点に先例的意義があるとの指摘がみられる。この平成二五年決定は、原告株主が近い将来において株主提案権を行使するであろうという抽象的な事実の疎明によって、議事録閲覧の許可をしているのではなく、過去に開催された株主総会での原告株主の株主提案権行使の事実を確認し、議案についても具体的に検討した上で、請求を認めている。これ

も平成一八年決定の考え方に従ったものである。<sup>6)</sup>このように、わが国における取締役会議事録の閲覧謄写請求については、平成一八年決定の判示を踏襲し、権利行使の蓋然性や具体性を検討するという一応の流れが作られてはいる。しかし、裁判例の数がわずかである点で、上述の報告書や意見書の閲覧請求の検討に参考にするには具体的な要素が十分とは言えない。

これに対して、株主代表訴訟に際しての株主の情報収集については、米国に多くの先行研究が存在している。<sup>7)</sup>これは、一九九〇年代以降に特にデラウェア州の裁判所が、閲覧権を行使して十分な情報を得た上で訴訟を提起することを推奨し続けてきたことが大きい。<sup>8)</sup>近年のデラウェア州の裁判例においても、閲覧権を行使せず、情報不足のまま訴訟を提起する株主が強く批判されており、<sup>9)</sup>閲覧権の行使を積極的に推奨する裁判所の姿勢は今後も続いていくと予想される。このように、株主代表訴訟の場面における閲覧権の行使についての議論の蓄積が大きい米国の裁判例について検討すると、前述のような状況にあるわが国にとって有益な示唆を得ることができると思われる。そこで、本稿においては、まず、株主の閲覧権について定めたデラウェア州一般会社法二二〇条の要件を概観した上で、株主代表訴訟と関連する可能性の高い「会社の誤った経営 (mismanagement) や浪費などについて調査するため」という目的での閲覧権の行使がどのような場合に認められるのかに焦点をあてて、検討を試みたい。このような目的は、閲覧権を認められる可能性の高い目的のひとつとして、米国で確立されているものである。<sup>10)</sup>なぜなら、誤った経営や不正行為の申立てが価値のあるものなら、調査によって全株主の利益を促進・増加させることになるからである。<sup>11)</sup>

なお、検討に際しては、デラウェア州の裁判例（文書の閲覧が認められた事例、認められなかった事例）を主な素材として取り上げる。

## 第二章 デラウェア州一般会社法二二〇条における閲覧権

### 第一節 閲覧権の意義

#### 1 閲覧権

デラウェア州一般会社法二二〇条は、株式会社とその子会社の株主名簿とその他の帳簿・記録の閲覧・コピーおよび抄本を作成する株主の権利を定めている。<sup>(12)</sup> 条文が定める「その他の帳簿・記録」には、裁判例によれば、取締役会の会議内容に関連する文書のみならず、社内での調査を行い問題点を検討した特別委員会の報告書や議事録、特別委員会が雇用した法律事務所の調査報告書なども含まれる。<sup>(13)</sup> 閲覧権の意義は、正当目的を有する株主に会社に関する情報を合理的に入手する手段を与える点にある。<sup>(14)</sup> 米国においては、広範囲の情報を入手するためのディスクバリの制度が設けられているが、このディスクバリと比較すると、二二〇条の閲覧権は、正確に、範囲を定めて行使されなければならない。この権利は、定款で排除されることはなく、また、一株を有していれば行使できる単独株主権であって、株式保有要件も課されていない。<sup>(15)</sup>

#### 2 閲覧権を行使できる者

閲覧権を行使できる株主とは、まず、株主名簿に氏名が載っている株主である。それに加えて、信託等を通じて株式を保有している株式の実質所有者も閲覧権を行使できる(二二〇条(a)項(一)号)。

### 3 閲覧権の行使方法

閲覧権は、書面によって営業時間内に行使されなければならない(二二〇条(b)項)。弁護士等の代理人によって行使される場合は、代理権を証する書面が必要である。

### 4 訴訟の手続

株主またはその代理人が閲覧権を行使しても、会社が文書の閲覧をさせることを拒否し、または五営業日以内に返答をしない場合、株主は裁判所に閲覧命令を求める申立てをすることができる。株主は、①自分が当該株式会社の株主であること、②書面による閲覧権行使という手続に従っていること、③閲覧には正当な目的があること(株主名簿の場合には、会社側に株主に正当な目的がないことについての立証責任がある)を立証しなくてはならない(二二〇条(c)項)。

## 第二節 正当目的と株主の立証責任

### 1 株主名簿とそれ以外の帳簿・記録

閲覧権を行使するためには、株主は、正当目的を示す必要がある。正当目的について条文は、「株主としての権利に合理的に関連する目的」と定めている(二二〇条(b)項)。ただし立証責任の負担については、文書によって異なる取扱いがされている。株主の閲覧権の対象が株主名簿である場合は、会社側が「株主の目的は正当でない」ことを立証する責任を負う。これに対し、閲覧権の対象が株主名簿以外の帳簿や記録である場合は、株主側が「正当な目的の存在」についての立証責任を負う。目的の主張は、漠然と行っではならず、十分に特定して行う必要がある。

## 2 正当目的とは

正当目的として裁判例で認められてきたのは、次のようなものである。それらは、不適切な取引や誤った経営が行われていないかどうかを調査するため、財務諸表において説明されていない矛盾点を明確にするため、会社財産の不適切な移転について調査するため、自分の株式の価値を確認するため、自分が開始した訴訟に資するためと、他の株主に連絡をとって訴訟に参加することを促すため、会社から提案された資本調整について他の株主に自分の意見を述べて株式買取請求権の行使を促すため、会社の資金調達や経営陣の力量不足について議論し、経営陣の対応によって経営陣を変更するか公開買付けに応じるかを決定するため、提訴請求について検討する特別訴訟委員会の独立性、誠実性、注意義務について調査するためなどである。<sup>(16)</sup>

## 3 不当目的とは

不当な目的であるとして裁判例が示してきたのは、次のようなものである。それは、会社を困惑させ、会社に対して嫌がらせをするため、会社に株主の株式を買い取るよう強制するため、会社によって株式の過半数を保有されている他の会社に経済的な圧力をかけるため、将来の催事に使うため、株主名簿を売却するためなどである。<sup>(17)</sup>

### 第三節 閲覧できる文書の範囲

#### 1 「必要不可欠」な文書

正当目的が立証されたとしても、会社が保有するすべての文書が閲覧可能なわけではない。株主に閲覧が許されるのは、その文書が株主の閲覧目的にとって必要不可欠な場合のみである。これについて、二〇一一年のエスピノザ

(Espinosa) 州最高裁判決は、不可欠性について、「ある文書が株主の閲覧目的の核心部分を扱っており、当該文書に含まれる重要情報が他の情報源からは入手できないこと」と説明する。<sup>(18)</sup>たとえば、すでに会社が別の文書において情報の大部分を開示しており、株主が他の別の文書から入手可能な情報について文書の閲覧を求めたような場合には、閲覧は認められない。また期間を特定せず漠然と広範囲の文書を請求することも、この要件を満たさない。<sup>(19)</sup>したがって、広範囲な文書の閲覧請求に対して会社が拒絶してもそれは不誠実とはされない。<sup>(20)</sup>

## 2 子会社の所有する文書

二二〇条は、二〇〇三年の改正で、子会社が所有する文書に対する親会社株主の閲覧権を規定した。子会社とは、「閲覧請求者が株主である会社によって直接または間接に全部または一部を所有されている会社であって、直接または間接に支配されている会社を指す（二二〇条（a）項（二）号）。そして、子会社の文書が親会社に事実上所有・支配されており、親会社が子会社に対する支配を通じて入手できる場合に限られる（二二〇条（b）項（二）号）。この「支配」の具体的な意味についてデラウエア州最高裁は、「親会社が子会社を支配する力を有するかどうかではなく、親会社のみが実際の支配力を行使用することによって、子会社に文書を提出させることができるかどうか」であると判示した。<sup>(21)</sup>これは、たとえ親会社が子会社を株式保有によって支配していても、そのことのみで子会社に文書を提出させることはできないからである。したがって、裁判所の命令によって子会社に文書を提出させるといった手段を使うことは、二二〇条の意味で「子会社の文書を事実上所有・支配している」とはいえない。



### 第三章 調査を目的とした閲覧権の行使

#### 第一節 「信頼できる根拠」基準の発展

第二章第二節で述べたように、株主名簿以外の帳簿や記録の閲覧を求める株主は、正当目的の存在についての立証責任を負っている。そこで、本章では、特に株主が「会社の誤った経営や浪費について調査すること」を目的として閲覧権を行使する場合に、どのような基準を満たせば正当目的の存在を立証したと認められるのか、その基準を生み出し、発展させたいくつかの裁判例を紹介する。

後の複数のデラウェア州最高裁判決に影響を及ぼした *Hehman* 判決（①判決）<sup>(23)</sup> は、マネジメント会社である原告株主が、ソフトウェアの会社に対して文書の閲覧・謄写請求をした事例に関するものである。デラウェア州衡平法裁判所は、原告株主が主張した四つの目的のうち、三つは正当目的と認めた。しかし、あとの一つについては、次のように述べて正当な目的とは認めなかった。すなわち、原告が述べた「会社の状況や業務を確認し、原告が情報を得て議決権その他の権利を行使できるようにするため」という目的は、(1) 一般的に、浪費や不当な経営の可能性を調査するという目的と、(2) 会社の取引と株主総会での議決権行使の機会について情報を得るといふ目的という二つの目的に分けられるとした。(1) について裁判所は、「このような目的は概念上は正当なものであるが、実際上は浪費や経営の失敗について何らの証拠も示していない。単に一般的に浪費や誤った経営の可能性を調査するという目的を主張するだけでは、二二〇条の閲覧権の行使を認めるには足りず、さらなる調査を正当化する何らかの証拠が必要である」と判示した。また、(2) について裁判所は、「適切な時期に株主総会についての通知を送られなかった原告は、閲覧権を行使できる」と判示した。

*Hehman* 判決（①判決）の示した、一般的に浪費や誤った経営の可能性を調査するという目的を主張するだけでは

閲覧権の行使を認める正当目的とはならず、調査を正当化する何らかの証拠が必要であるという判断は、後の二つのデラウェア州最高裁判決において支持された。一九九六年の「Thomas & Betts 判決(②判決)」は「Helmsman 判決(①判決)」の判決文を引用して、「目的の正当性を立証するためには株主は、浪費や誤った経営の存在を裁判所が推測できるような信頼できる根拠を示す必要がある」として、「信頼できる根拠」基準を示した。さらに、一九九七年の「Security First 判決(③判決)」は、「信頼できる根拠」基準をより具体的に説明している。<sup>(24)</sup> 最高裁によれば、原告株主は「証拠の優越」の基準を満たすような立証は求められていないが、単なる好奇心や探りを入れるためという目的は正当目的として十分ではない。正当目的は、不正を理論づける文書、証言その他を通して信頼できる根拠を示すことによって認められるものである。「Security First 判決(③判決)」の事案において、信頼できる根拠と考えられるのは、たとえば、合併の相手方に対する会社の支出二七万五〇〇〇ドルが合併契約に規定されている金額よりも二万五〇〇〇ドル多いことを正当化する文書をなぜ相手方から受け取っていないのかというような、明らかに疑問を生じさせる状況である。<sup>(25)</sup> また、契約の終了に関して、ある事象の発生を条件として二〇〇万ドルを相手方に支払う合意をしたことは、会社を売却するときに株主に分配する財産を減少させる行為であり、株主価値に対して不適切な害を与えるものであるとの原告側弁護士の意見もこのような「信頼できる根拠」に当たり得る。また、合併契約の終了についての合意が開示されると、会社の普通株の価格が著しく下落し、その後上昇しなかったということは、不正の事実を示唆するものである。さらに、裁判所は、株価が著しく下落しているにもかかわらず、合併契約の終了の時点から会社は株主への配当を増加しており、これは会社の株主にとって有益と思われる合併を取締役会が放棄したことによる落胆を和らげようとする努力に過ぎないと慎重な株主ならば考えるであろうと判示している。このように、「信頼できる根拠」とは、不正が実際に起こっていることの証明ではなく、疑問を生じさせるような具体的な状況であるといえる。

Helmsman 判決 (①判決) を前提に、Thomas & Betts 判決 (②判決)、Security First 判決 (③判決) によって示された「信賴できる根拠」基準は、その後のデラウェア州判決によって支持され、適用されている。次節では、この基準が具体的にどのように適用されるのか、適用に際して検討される要素にはどのようなものがあり、どの程度の証拠を示せば信賴できる根拠と認められるのかを整理するために、この基準を適用した裁判例を検討する。まず、この基準についてのリーディングケースといえるデラウェア州最高裁が下した Seinfeld 判決を紹介し、その後、文書の閲覧が認められなかった最近の事例と閲覧が認められた複数の裁判例を紹介する。

## 第二節 「信賴できる根拠」基準の適用

### 1 「信賴できる根拠」が認められなかった事例

④セインフェルド判決 (Seinfeld v. Verizon, (Del.2006))<sup>(26)</sup>  
(事実)

本件は、Verizon 社 (以下、V 社) の株主である Seinfeld (以下、原告株主 S) が、V 社三名の上級役員が二〇〇〇年から二〇〇二年に受け取った報酬に関連して、誤った経営と浪費を調査するために帳簿・記録および取締役会議事録の閲覧を求めて提起したものである。S によれば、三名の上級役員が受け取ったストック・オプションを含めた報酬額は、契約に定められた額を上回り、さらに彼らの職務に対して過大であるとされる。V 社は、原告株主 S は役員報酬について誤った経営があったとの信賴できる根拠を示していないとして、サマリ・ジャッジメントを申し立てた。衡平法裁判所は、「原告に最も有利な観点から証拠を検討しても、V 社取締役会が、三名の役員報酬について浪費や誤った経営を行ったと裁判所が推測しうるような『信賴できる根拠』を原告株主は示していない。むしろ原告株主 S の請求は、

単なる疑いや好奇心によるものである」として、原告の申立てを退けて、会社の申立て通りサマリ・ジャッジメントを下した。これに対し原告は、原告に立証責任を課すことは、公開会社の少数株主に克服することのできない障壁を設けることになる」と主張して上訴した。

(判旨)

最高裁は、次のように述べて原審の判断を支持した。

「(デラウエア州一般会社法) 二二〇条に基づく訴訟において、株主は証拠の優越によって正当目的を示す立証責任を負っている。不正や誤った経営を調査したいという株主の目的は正当目的として確立されている。誤った経営が存在するという主張に価値があり、すべての株主の利益を促進し、株主利益を増大させるような調査であれば、その調査は適切なものである。」

「二二〇条におけるデラウエアの判例の発展は、会社が誤った経営を行っているという信頼できる主張に基づく株主の情報を得る権利と、株主からの不当な干渉を受けずに経営を行うという取締役らの権利との適切な均衡を保つための司法の努力を反映している。Thomas & Betts 判決において当裁判所は、『立証責任を果たすために株主は、浪費や誤った経営の存在を裁判所が推測できるような信頼できる根拠を示す必要がある』と判示した。六か月後の Security First 判決においても、当裁判所は『さらなる調査を正当化するような、誤った経営の可能性を示す何らかの証拠が必要である』と判示した。」

「株主は、浪費や誤った経営が実際に起こっているということまで、証拠の優越によって証明することは求められていない。株主は、さらなる調査を正当化できると裁判所が推測できるような誤った経営についての信頼できる根拠を示すことが必要なのである。それは、『最終的には、何らかの不正が起こっていることの証明ができない可能性もある』も

のである。『このような基準は、文書、理論、証言その他を通して、不正についての合理的な結論が存在するという信頼できる根拠を示すことで満たされる。』

「我々は、(デラウェア州一般会社法) 二二〇条の手続における株主の権利と会社の利益は、株主に『さらなる調査を正当化するような、誤った経営の可能性を示す何らかの証拠』を求めることによって適切な均衡を保つということをおこなうことをなす。『信頼できる根拠』基準は、株主の閲覧が許される範囲を利益のあるものに限定することによって、株主の価値を最大化する。したがって、Security First 判決と Thomas & Betts 判決における判示は、再度確認される。」

(判決の特徴)

役員報酬に関連して、誤った経営と浪費の存在を調査するために帳簿・記録および取締役会議事録の閲覧を求めた事例である。この判決については、「株主が会社財産の浪費や誤った経営の可能性の調査を正当な目的として立証する場合には、信頼できる根拠という基準が引き続き適用されることを確認した判決であり、とりわけ当該基準の必要性を DGCL 二二〇条に基づく株主の権利と利益との調和に求め、閲覧権を行使し得る株主の範囲を限定したところに重要な意義を有する」との指摘がある。<sup>27)</sup>

⑤ アブヴィー社判決 (Southeastern Pennsylvania Transportation Authority v. Abbvie Inc., (Del.Ch.2015).<sup>(28)</sup>  
(事実)

本件は、生物薬剤の研究開発志向型企業である Abbvie 社 (以下、A 社) の原告株主である南東ペンシルヴァニア交通局 (以下、SPTA) および Rizzolo (以下、R) が、A 社に対してデラウェア州一般会社法二二〇条に基づいて、文書・記録の閲覧を求めた訴訟である。これは、A 社が法人税の軽減を目的として、同業種の S 社との合併による「課税逆転

「(tax inversion)」を行おうとしたところ、契約が履行されず、その結果として違約金を支払ったことに関連していた。契約が履行されなかったのは、二〇一四年九月二二日に、財務省および内国歳入庁が、法人税の軽減を目的とした合併契約を利用した様々なタイプの取引を禁じる新たな規制を行うことを発表したことが原因であった。A社取締役会がS社との契約を進めてきた二〇一四年前半にすでに政府は課税逆転に対する否定的な態度を示してはいたが、具体的にどのような範囲でどのような規制を行うのかについてはわからなかった。

原告は、文書・記録の閲覧の目的について、契約内容に高額の違約金を含めることを承認し、違約金の支払いに賛成した役員・取締役の信託義務違反、浪費および誤った経営について調査するためと、将来、株主代表訴訟を提起するためとしている。

(判旨)

裁判所は、「信頼できる根拠」基準を適用し、次のように述べて原告は信頼できる根拠を示していないと判示した。

「原告らは、会社の不正行為についての調査に関して、A社取締役らが合併の提案について利害関係があったり独立性を欠いていたりしたという主張をしていない。原告らは、取締役らは不誠実に、故意に、自分たちの義務や責任を意識的に放棄し、浪費をすることで忠実義務に違反したと申し立てている。私はまず、取締役らが不誠実に行動したという主張が信頼できる根拠を示しているかどうかを検討する。原告らは・・・最終的に実行された三%の違約金を承認するに際して、取締役らは、政府の行為が契約を破壊するような影響を与えろというほぼ確実な事実を考慮せず、無視したと主張する。この主張を根拠づけるために原告は、A社取締役会は、連邦政府が課税逆転による法人税軽減を適及的に排除することに焦点を当てている事実を知らながら、連邦政府が課税逆転を規制する場合のような不測の事態が発生したときには、取締役会が契約を勧めるという方針の変更を認めるような規定なしに、巨額の違約金を含むS社との契約

を承認し、勧めた・・・と指摘する。・・・原告の申立てに反して、記録からは、A社の取締役らが提案された課税逆転を終了の承認に際して誠実に行動したことを疑わせるような、信頼できる根拠は見いだせない。私は最初に、原告の言葉として抽象的に違約金が『巨額である』という言葉を使用したのが、取引自体が巨額であるという状況下では、違約金の額は巨額とはいえない。三%の違約金を承認することは、本質的に異常なことはいえず、それだけで不誠実の信頼できる根拠を示すものでもない。仮に、A社の違約金についての承認を不誠実の証拠と考えると、その理由は、違約金の金額のみではなく、契約終了のリスクが非常に明確である中で、違約金の承認が、会社の利益を考えない故意の誤った判断であるということになるだろう。」

「記録は、取締役らが故意にこのようなりリスクを無視したことを示していない。つまり、A社取締役らが選択したS社と取引によるリスクが実を結んだことで、A社取締役らが逆の結果を意図しており、または（連邦政府が課税逆転による法人税軽減を排除しようとしている）事実を知らながらそれを考慮せず、会社に損害を生じさせ、よって誠実性を欠くことになることを推測させるような信頼できる根拠を示していない。」

「取締役の不誠実について信頼できる根拠が示されていないので、次に、原告が、A社取締役会が違約金を支払ったことで浪費をしたということについて信頼できる根拠を示しているかどうかを検討する。州最高裁は、Brahm判決において浪費の審査基準を次のように述べている。『・・・浪費の申立ては、しばしば、会社財産を会社の目的以外のことに譲渡したことに関連する。そのような譲渡は、事実上の贈与である。しかし、もしも会社が何らかの実質的な対価を受け取っている場合であって、当該状況の下では取引は相当であるとの誠実な判断がなされる場合には、たとえ事後的に当該取引は合理的ではなくリスクが高いと結論づけられるようなものであっても、浪費は認められない。』この州最高裁のガイダンスは、本件の事実に関係する。記録は、A社取締役会が行った取引は、税法上の変更がなければ株



主に利益をもたらすものであった。違約金は、S社と取引を行うための契約の要素のひとつにすぎない。政府の行為が取引をだめにするというリスクを考慮したときに違約金が適切であったかどうかについて、また、税金の軽減なしに取引を実行することよりも違約金の支払いが会社にとって有益だったかどうかについて、遡って浪費基準の下で判断することは適切ではない。取締役会が最善の合理的なリスクを選択することを妨げる他のルールがあるかもしれないが、裁判所は浪費基準の下で対価の適切性や事業リスクの程度を検討するには適していない。本件の記録からは、浪費をうかがわせるような信頼できる根拠は見いだせない。」

(判決の特徴)

結果的に会社が違約金を支払った契約を取締役らが推し進めたことが、誤った経営又は浪費に当たり得るとして、その調査のために閲覧権を行使した事例である。裁判所は、契約は締結された当初は会社に利益をもたらすものであったこと、当時の状況では契約が履行されないという明確なリスクは認識しえなかったこと、リスクについては事後的に裁判所が判断すべきものではないとして、浪費について信頼できる根拠は示されていないと判示した。

2 「信頼できる根拠」が認められた事例

⑥カラピコ判決 (Del.Ch.2000).

(事実)

本件は、フィラデルフィア証券取引所(デラウェア州の非株式会社、以下、PHLX)のオーナーのひとりである原告Carapico(以下、原告C)が、PHLXに対して、デラウェア州一般会社法二二〇条に基づいて、文書・記録の閲覧を求めた訴訟である。原告Cが閲覧権を行使したのは、PHLXおよびその子会社に対するSECの調査の結果、事業活動に



対する制裁 (sanctions and limitations) が科せられたこと、また、調査が始まってすぐに数名の役員が退職手当を受け取って退職したことがきっかけであった。原告Cは、SECによって認められた不正行為、役員退職、不正行為に関わった役員が退職手当を得ていることの関係について調査することを閲覧の目的として申し立てている。これに対しPHIX社は、原告Cは、PHIX社が他の取引所と合併をしようとしていることに反対するために閲覧権を行使しているであり、原告の目的は嫌がらせをすることであるから、正当な目的を述べていないと申し立てている。

(判旨)

裁判所は次のように述べて、「信頼できる根拠」基準を適用し、原告Cの正当目的を認めた。

「誤った経営と浪費を調査するという原告Cの目的は、特定性の水準を満たしている。『単なる好奇心または探りを入れることは、(信頼できる根拠という) 基準を満たさない』のであるが、SECの命令において認められた不正行為と、SECの調査において示唆された役員や従業員への退職手当の存在について調査するという原告の目的は、十分に具体的である。SECの命令は、会社の誤った経営の可能性を示す詳細な情報を含むものである。さらに、裁判における言は、調査を正当化するのに十分な、信頼できる根拠を示している。」

(判決の特徴)

SECの調査がされたことをきっかけに、誤った経営や浪費の調査のために閲覧権を行使した事例である。裁判所は、SECの命令によって不正行為が認められている点、不正行為に関わった役員や従業員への退職手当が付与されていることがSECの調査によってわかっている点を挙げて、それを前提にした株主の申立ては十分具体的であり、信頼できる根拠を示していると判断した。

⑦ Martha Sutherland v. Dardanelle Timber Co., (Del.Ch.2006).<sup>32)</sup>

(事実)

本件は、家族経営の閉鎖会社 Dardanel Timber 社 (以下、D社) の株主である原告 Martha Sutherland (以下原告M) が、会社の財務記録や納税申告書を含む文書の閲覧を求めて提起した訴訟である。D社は、その完全子会社である Southwest 社 (以下、S完全子会社) と共に貯木場を運営する事業を行っていた。D社の株式は創始者によって所有されていたが、その後、四人の子供達に譲渡された。

原告Mは、創始者の子供の一人としてD社の四分の一の普通株式を所有しており、また、S完全子会社の取締役でもあったが、自分の仕事が忙しかったために、会社の経営にはほとんど関わってこなかった。しかし、会社を経営している兄弟 Perry と Todd (以下、兄弟PとT) が何らかの不正行為をしていると考えたために、情報を得なければ、これまでのように株主としての承認は与えないとして、文書の閲覧を求めた。経営者である兄弟PとTは、原告Mの申し出を受け入れず、文書を閲覧させなかった。さらに兄弟PとTは、原告Mを取締役会から秘密裏に排除するための文書を準備し始めた。原告Mはその後も兄弟への協力を拒んだため、兄弟PとTは、S完全子会社の年次株主総会を秘密裏に開催して、原告Mを取締役の立場から退け、代わりに従兄を取締役に選任した。また、同じ株主総会で自分たちをCEOと副社長兼秘書役に選任させた。

原告Mは、閲覧の目的を、被告らによる行為の適切さと適法性を調査するためと、可能性のある株主代表訴訟その他の訴訟の根拠のためと申し立てている。これに対し原告Mの兄弟である被告らPとTは、これまでの株主としての会社との関係やD社の役員・取締役との関係から考えると、原告Mの目的は、株主としての立場によるものではなく、個人的な嫌がらせによるものであると主張して、文書の閲覧を拒絶した。

(判旨)

裁判所はまず、原告Mが閲覧のために申し立てている目的は、真の目的ではないという被告側の主張について、次のように判示した。

「二二〇条による訴訟に直面する被告は、原告によって示された目的が価値のあるものだとしても、真の目的ではないと主張することができる。言い換えれば、被告は、原告が偽りの口実で申立てをしていると証明することができるということである。この抗弁は、法律問題ではなく事実<sup>1</sup>に依拠するものであり立証が困難なものであるが、裁判所は株主の閲覧請求が株主名簿以外の帳簿や記録である場合には、申し立てられた目的が信頼できる根拠に基づくものかどうかを積極的に調査してきた。この裁判所が述べてきたように、会社は『株主の目的は、請求において申し立てているものは異なるとして、事実を示して攻撃することは間違いない。』それでもなお適切な目的が原告によっていったん立証された場合には、上述したような被告側からの抗弁は、閲覧を求める第二の動機はたとえそれが不適切なものであったとしても裁判所によって審査されないという多数の裁判例に打ち勝たなくてはならない。」

さらに裁判所は、「信頼できる根拠」基準を適用し、次のように判示して、原告Mは信頼できる根拠を示していると結論づけた。

「・・・裁判所は、D社において不正行為が生じていると信じるための信頼できる根拠を原告が証明しているかどうかを検討しなくてはならない。証拠を考慮した結果、裁判所は、原告Mはその証明責任を十分に果たしていると考ええる。第一に、原告Mと経営者である兄弟らが争っている状況下で、原告MをS完全子会社の取締役から早急に排除しようとしたことは、不正行為の可能性が存在することの証拠である。原告MをS完全子会社の取締役会から排除する文書は二〇〇四年二月二日には準備されており、この計略を二月二〇日に実行したことは、D社とS完全子会社に不正行為が生

じていたことを示す特に強力な証拠である。第二に、裁判所は・・・原告Mの兄弟PとTが自分たちをD社とS完全子会社のCEOと副社長兼秘書役として選任させ、その立場で勤務する契約を締結したことは、浪費および忠実義務違反の可能性についての十分な疑いを生じさせ、それは二二〇条の下での権限行使を正当化させるものであると考える。」

(判決の特徴)

家族経営の閉鎖会社において、その完全子会社の取締役でもあった株主が自分の兄弟であるCEOらの不正を調査するために閲覧権を行使した事例である。裁判所は、原告の目的は株主としての立場によるものではなく、個人的な嫌がらせによるものであるという被告らの主張に対し、会社に生じている違法行為の調査のためという第一の目的の正当性が立証された場合には、たとえ原告に第二の目的があつて、その目的や動機が不適切なものであつたとしても、その第二の目的や動機については裁判所は審査しないとし、そのような考え方は、判例法において確立されていると判断した。その上で裁判所は、原告が主張する目的について、CEOらが原告を完全子会社の取締役会から早急に排除しようとしたこと、自分達を役員として選任させた行為が、浪費や誤った経営の強力な証拠となるとした。

⑧マークポール判決 (Marc Paul v. China Mediaexpress Holdings, (Del.Ch.2012).<sup>(31)</sup>

(事実)

本件は、China Mediaexpress Holdings 社(以下、CME社)の株主であるPが、デラウェア州一般会社法二二〇条に基づいて、CME社の帳簿および記録の閲覧を求めて提起した訴訟である。CME社は、都市間および空港バスのテレビ広告事業に従事しており、最近までナスダック市場に上場していた。

二〇一一年一月、証券アナリストのシトロン・リサーチや、空売り投資家のブロンテ・キャピタル、マディ・ウォー

ターズ・L・L・Cから、CME社は詐欺的な会計業務を行っており、事業は大部分が詐欺的なものであるとの複数の報告書が発表された。CME社の役員らはこれを否定したが、三月一日には、CME社の独立監査人 Deloitte Touche Tomatsu (以下、DTT) が正式に辞任した。DTTの辞任後のプレス・リリースにおいてCME社は、DTTの辞表に「経営陣の報告を信頼できない」との記述があり、また監査の中で生じた問題は、独立の調査をされるべきであり、その問題は前の期に行われた財務報告にとって不都合な結果となると書かれていたことを認めた。

その後、独立監査人DTTが辞表において述べた問題への経営陣の対応の失敗を指摘して、CME社の三名の取締役が次々と辞任した。取締役らの辞任後CME社は、ナスダックが要求している監査委員会を独立取締役のみで構成するという基準を遵守していなかったと発表した。二〇一一年三月、DTTが指摘した問題点についての内部調査をするために監査委員会が法律事務所を雇った。間もなくナスダックはCME社の株式の上場を廃止した。

原告株主Pは、帳簿・記録の閲覧請求に際して次の二つの目的を主張した。それは、第一に、誤った経営と、取締役や役員による信認義務違反——それは監視の欠如と会社の取引先との契約・収入・純利益に関する詐欺的な行為への参加に関するものであるが——の調査のためである。第二に、会社の取締役が独立で、会社の不正行為に関して誠実に行動し、またその能力があるのかどうかを判断するためである。これに対しCME社は、原告が正当目的を述べていないと主張して閲覧を拒否した。

(判旨)

裁判所は、セインフェルド判決が示した「信頼できる根拠」基準についての判決文を詳細に引用した。そして、次のように判示して、本件の原告は、信頼できる根拠を示していると結論づけた。

「本件の原告は、CME社における浪費や誤った経営の疑いを保証するような信頼できる根拠を十分に示している。不

正行為の証明として原告は、(1)第三者の報告書が、CME社の役員や取締役による詐欺的な行為を指摘していること、(2)ナスダック市場における取引の中止および上場廃止、(3)会社の独立監査人の辞任、(4)会社の上級の経営陣や会計業務の問題が関連することを指摘して、最高財務役員を含む三名の取締役が辞任したこと、(5)CME社が会社の内部調査を開始したことを主張している。これらのそれぞれの主張は、まず間違いなく、CME社の役員や取締役が誤った経営をし、または、不正行為をすることで信認義務に違反していることを裁判所が推測できるような、信頼できる根拠を示すものである。これらの主張を集合的に考えても、原告は、不正行為を疑う信頼できる根拠を示していると確信させる。たとえば、D T Tの辞任は、CME社の財務報告に問題があることおよび、これらの問題に対処する能力や意思がCME社にないことを示している。同様に、ナスダックが上場廃止を行ったこともCME社の財務報告およびコーポレート・ガバナンスに関する問題があることを浮き彫りにしている。取締役の辞任もまた、上級役員についての問題を表しているし、会社自身による内部調査は、不正行為や誤った経営が存在しているという合理的な疑いを強めるものである。」「証拠が十分かどうかについて、CME社が唯一攻撃できた点は、第三者の報告書、特にシトロン・リサーチ、ブロンテ・キャピタル、マディ・ウォーターズLLCの報告書が、伝聞によるもので、これらの報告書の著者はCME社の株価が下落することで利益を得る立場にいたるため、利益相反があり信頼できないということである。さらにCME社は、これらの報告書が独立監査人D T Tや取締役らを『不安定』にして辞任させ、CME社の現在の状況を導くような『自己達成的な予言』を生み出した、と主張している。しかしながらデラウエア州の判例法は、『事実に基づかない伝聞による陳述は、一二〇条の要件を法的に満たさない』という明確な法ルールを支持していない。代わりに、もしも裁判所がそのような証拠を十分に信頼できると判断するならば、『浪費や誤った経営が行われていると結論づけるような信頼できる根拠が存在するかどうかを判断するに際して、その証拠は考慮されることになるだろう』。本件では、問題の報告書

の公表の後に起こった出来事、たとえばCME社の取締役らが辞任したことは、空売り投資家らの主張を強化するものである。したがって、これらの報告書が最終的に詐欺の主張の真实性を証明するかどうかを述べることなく、当裁判所は、原告が依拠している証拠に照らすと、報告書は、CME社において浪費と誤った経営が生じていることを推測させる信頼できる根拠を示していると考ええる。」

(判決の特徴)

詐欺的な会計業務を会社が行っていること、会社の取締役が独立で不正行為に関して誠実に行動し、有能であるかどうかの調査のために閲覧権行使した事例である。裁判所は、ナスダック市場における上場廃止、会社の独立会計監査人の辞任、その後の取締役らの辞任、会社による内部調査の開始は、不当な経営についての疑いを生じさせるのに十分であり、信頼できる根拠を示しているとした。裁判所はこれらの要素について、個別的に考えても集合的に考えても信頼できる根拠になり得るとした。

詐欺的な会計業務についての第三者の報告書が伝聞に基づくということに関して裁判所は、伝聞が単独で証拠となるかどうかの判断には踏み込まず、二二〇条は伝聞による陳述を明確には排除していないとした。そして、伝聞も他の証拠と相まって裁判所に浪費や不当な経営が推測させるものになると判示した。

⑨ ACE社判決 (Doerler v. Am. Cash Exch., Inc., - (Del. Ch. 2013)).<sup>(2)</sup>

(事実)

本件は、American Cash Exchange 社 (以下、ACE社) の株主らが、デラウェア州一般会社法二二〇条に基づいて、ACE社の帳簿および記録の閲覧を求めて提起した訴訟である。原告株主らは、この閲覧権の行使は、自分たちの株式



価値の確認とCEOらの信認義務違反の調査を目的とすると主張している。ACE社は、銀行口座がなくても国内または他国への送金ができる「Poni」と呼ばれる技術についての特許を有していた。しかしこのような技術についての特許を有していたにも関わらず、ACE社の業績は芳しくなかった。原告株主らの申立てによれば、会社の業績が悪化しているにも関わらず被告らは、株主に対し樂觀的な説明を行っていた。原告株主らは、このような説明は不正確であり、そのような不正確さは、誤った経営を調査すべきことの根拠となると主張している。また、被告らは不十分なデータに基づいて誤解を招くような開示を行い、さらに株主への開示から重要な事実を省いていたとされる。それは、被告らはACE社が将来の利益を生み出すような契約を他社と締結したことを開示したが、利益を生み出すのは、ACE社がある一定分の収入を得たときであり、その基準を満たすことは現実的でないことを開示していなかったというものである。加えて原告株主は、ACE社の株式の六〇%を有する社長兼CEO（支配株主）であるLicciardello（以下、L）が、会社と自己取引を行ったと主張している。その自己取引とは、住宅ローンの残っている自宅を会社に売却し、家賃を払うことなく自宅に住み続けるというものであった。また、会社の現金は常にL自身の現金と混同されていたとされる。

（判旨）

裁判所は、次のように述べて、原告は、信頼できる根拠を示していると結論づけた。

「原告株主は、これまでのACE社が不実の情報開示や不正確な報告を行ってきたことを示して、現在の契約についても不実の情報開示をする可能性がある」と主張する。ACE社が他社との契約に関する重要事実を開示から省いたことで、原告株主らは会社の情報開示を信頼していない。被告らはなぜ重要事実を省いたかについての反証を示すことができなかったため、当裁判所は、原告株主らは情報開示について不正が行われたことについて信頼できる根拠を示したと結論づける。・・・原告はまたACE社の財産および現金は、支配者の財産および現金と混同されていたと主張する。原告がA



C E社およびその子会社がその支配株主と行った取引の全体を理解するには、これらの契約についての情報開示が必要である。したがって当裁判所は、A C E社およびその関係者との間で交わされた契約についての閲覧を認める。関係者とは、L、Lの家族とA C E社の子会社である。」

(判決の特徴)

これまで株主に対して不実の情報開示や不正確な報告を行ってきた会社の帳簿や記録について、閲覧権を行使した事例である。裁判所は、会社が他社との契約に関する重要事実を開示から省いたことについて、被告側から反証が出されなかったことを理由として、原告は信頼できる根拠を示したと結論づけた。また、支配株主による自己取引等についても、具体的な契約が示されているため、それらの契約について閲覧を認めた。

### 第三節 裁判例の検討

第二節では、株主の正当な目的が示されたかどうかを裁判所が審査する際の「信頼できる根拠」基準を適用した裁判例を検討してきた。これらの裁判例からは、審査する際に考慮される要素として、次のようなことが読み取れる。

#### 1 考慮される要素

第一に、「信頼できる根拠」を示したと認められるためには、一般的に浪費や誤った経営の可能性を示すだけでは足りず、文書、証言その他を通して、調査を正当化するなんらかの証拠を示さなくてはならない。それらの証拠は、「証拠の優越」の基準を満たす必要はないが、浪費や誤った経営の存在を裁判所が推測しうる程度のものでなくてはならない(①②③④判決)。

第二に、浪費や誤った経営の可能性を示す際に、重要なのは、CEOや取締役等の判断者が不誠実であったかどうか、たとえば締結した契約が会社に損害を生じさせるようなものであったかは、CEOや取締役らが「判断を行った時点」において検討するべきということである。判断を行った時点において、判断者が十分な情報を得て、会社にとって利益となるかを検討した上で誠実に判断を行った場合には、さらなる調査を正当化するほどの「浪費や誤った経営についての信頼できる根拠」を示したとはいえない(⑤判決)。

第三に、信頼できる根拠を示したと認められるのは、公の機関による調査が行われた場合である。⑥判決においては、SECが行った調査の結果示された情報に基づいて閲覧権を行使した場合に、原告株主の主張を十分に具体的なものと認めている。<sup>33</sup>

第四に、原告株主が会社の取締役等であった場合、特に適切な理由がないのに、早急に原告株主を取締役会から排除しようとし、代わりに被告自身や被告の関係者を選任させたような場合には、何らかの不正が生じていることの「信頼できる根拠」と認められる(⑦判決)。

第五に、証券取引市場における上場廃止、独立会計監査人や取締役が会社の問題を指摘して辞任したこと、会社による内部調査の開始は、浪費や誤った経営の可能性を示すには十分であるとされる。ここに挙げた要素は、複数あれば総合的に検討されるが、それが一つであっても証拠となり得る(⑧判決)。

第六に、会社がこれまで株主に対し、不実の開示や不正確な報告を行ってきたと認められる場合には、浪費や誤った経営の可能性を示す証拠として認められる(⑨判決)。

## 2 被告側からの反論(一) 原告株主の「真の目的」

閲覧権を行使された被告側からの反論としては、「原告株主が申し立てている目的は、真の目的ではなく、真の目的は嫌がらせなど別にある」との主張が考えられる。これについて⑦判決は、原告株主に嫌がらせなどの第二の目的があったとしても、浪費や誤った経営についての調査といった第一の目的が信頼できる根拠に基づいて申し立てられたものであれば、裁判所は第二の目的がたとえ不適切なものであったとしても調査しないと判示した。⑦判決は、これは多数の裁判例によって確立された基準であるとする。したがって、原告株主の閲覧の目的が他にあるという被告側の反論は、その主張のみによって閲覧を妨げるものとはならない。

## 3 被告側からの反論(二)「伝聞」に基づく証拠

閲覧権を行使された被告側からの反論としては、「原告の主張は伝聞に基づくものである」との主張が考えられる。⑧判決においては、会社の詐欺的な会計業務について原告が依拠した報告書は、証券アナリストや空売り投資家によって作成されたものであり、これらのものは、「詐欺的な会計業務が行われた」という報告書を作成することで会社の株価を下落させ、その結果、「会社の株価は下落する」という自分たちの予想が当たることになるという立場にいるため、会社とは利益相反の関係にある。このような「事実に基づかない伝聞による報告書」という証拠に基づく原告の申立ては認められないと被告側は主張した。

このような被告側の主張に対し裁判所は、伝聞による証拠については、他に信頼できる証拠がある場合には裁判所は伝聞による証拠も考慮できるとの判断を示した *Marron* 判決（原告株主は、副議長から聞いた会社の誤った経営の話は証拠として提出）<sup>34</sup>を引用し、二二〇条は伝聞による陳述を明確には排除しておらず、伝聞も他の証拠と相まって裁判所

に浪費や誤った経営を推測させるものになりうると判示した。ただし、伝聞が単独で証拠となるかどうかの判断には踏み込まなかった。

## 結 び

本稿では、訴訟の充実と会社の秘密保持の要請とのバランスをとるために、閲覧権を行使する株主の目的や文書の範囲には一定の制限が必要であるとの問題意識の下に、わが国の制度への示唆を得るために、デラウェア州の制定法および裁判例を検討してきた。検討は、株主の閲覧権の正当目的の立証の内容について、とりわけ、株主が「会社が誤った経営や浪費を行っているかどうかの調査をするため」という目的を主張した場面に絞って行った。その結果、正当目的が立証されたかどうかを裁判所が判断する際に検討される要素について、次のような整理ができる（詳細は、第三章第三節を参照）。

株主は誤った経営や浪費についての調査を一般的・抽象的に主張するのでは足りず、具体的に何らかの証拠を示す必要がある。誤った経営や浪費の証拠としてCEOらの行為を指摘する際には、CEOらが「判断を行った時点」を基準としなくてはならない。そして、正当目的の存在が認められる可能性が高いのは、SEC等の公の機関の調査を閲覧の正当性の根拠とする場合、理由のない早急な取締役等の解任がされた場合、証券取引市場における上場廃止、独立会計監査人や取締役が会社の問題を指摘して辞任した場合、会社の内部調査が開始された場合、これまで株主に対し不実開示や不正確な開示を行ってきた場合などである。

また、裁判例では、原告側の申し立てた目的のみならず、被告側からの主張についても丁寧に検討がされている。一

点目は、原告は嫌がらせ目的で閲覧権を行使しており、原告の主張する目的は真の目的ではないという主張である。裁判所は、たとえそのような目的が原告にあるとしても、原告が主張する目的の正当性が裁判所によって認められれば、他の目的については調査しないと判断した。これは、このような反論を必ずといっていいほど申立てる被告と将来の被告への牽制とも思えるが、それだけ株主の閲覧権を重視していることの表れでもある。被告側から主張される反論の二点目は、原告の証拠が伝聞に基づくというものである。裁判所は、伝聞の証拠が単独で根拠となるかどうかについては判断を示していないが、デラウェア州は伝聞の証拠を排除しておらず、他に信頼できる証拠がある場合には伝聞の証拠も考慮することができるかと判示した。

以上のように、デラウェア州の制定法および裁判例の検討から導かれた要素には、取締役会議事録や会社の内部資料に関する株主の情報収集について具体例の少ないわが国にとって、参考にできる部分があるように思われる。

- (1) この制度の趣旨は、「提訴請求をした株主等が株式会社に対し（提訴請求に関する社内）調査の結果やそれを前提として訴えを提起しないこととした株式会社の判断プロセスの開示を請求することにより、役員間のなれ合いで提訴しないような事態が生じないように牽制することにも、株主等が代表訴訟を遂行するうえで必要な訴訟資料を収集することを可能にするもの」と説明される。相澤哲編『問一答 新・会社法（商事法務、二〇〇五年）二六一頁。
- (2) 福島洋尚「判批」金判二三三九号（二〇一〇）二三頁参照。これらの裁判例については、木保由美「取締役会議事録閲覧・謄写権の『必要性』の要件の検討」『青竹正一先生古稀記念・企業法の現在』二九七頁（信山社、二〇一四年）を参照。
- (3) 東京地決平成一八・二・一〇判時一九三三三〇頁。評釈として、清水円香「判批」商事一九九号六四頁（二〇一一）。
- (4) 佐賀地決平成二〇・二・二六金商二二二二二六頁。
- (5) 福岡高決平成二・六・一金判一三三三三三五五四頁。評釈として、木村真生子「判批」ジュリ一四一四号二四六頁（二〇一一）。
- (6) 大阪高決平成二五・一・八判時三二二四号一〇五頁。高橋英治「判批」リマックス二〇二五（上）八二〜八五頁。

- (7) S. Mark Hurd and Lisa Whittaker, *Books and Records Demands and Litigation: Recent Trends and Their Implications for Corporate Governance*, 9 DEL. L. REV. 1 (2006), Stephen A. Radin, *Developments in the Law: The New Stage of Corporate Governance Litigation: Section 230 Demand-Reply*, 28 CARDOZO L. REV. 1287, 1316 (2006). Browning Jeffertes, *Article: Shareholder Access to Corporate Books and Records: The Abrogation Debate* 39 Drake L. REV. 1087 (2011). Donald F. Parsons, Jr. and Jasons S. Tyler, *Article: Docket Dividends: Growth in Shareholder Litigation Leads to Refinements in Chancery Procedures*, 70 WASH & LEE L. REV. 473, 520 (2013).
- (8) Rales v. Blasband, 634 A.2d 927 (Del.1993). Scattered Corp. v. Chicago Stock Exch., 701 A. 2d 70 (Del.1997).
- (9) King v. Verifone Holdings, Inc., 994 A.2d 354 (Del. Ch. 2010), 12 A. 3d 1140, 1150-1151 (Del. 2011). ネラウエン州最高裁判例の評釈として近藤亮男「米国会社・証取法判例研究 株主代表訴訟の提起と帳簿等閲覧権」商事一九八六号五七—六一頁がある。
- (10) Nodana Petroleum Corp. v. State ex rel. Brennan, 123 A. 2d 243, 246 (Del. 1956), Seinfeld v. Verizon, 909 A. 2d 117 (Del. 2006).
- (11) Saito v. McKesson, HBOC, Inc., 806 A.2d 113, 115 (Del.2002), 909 A.2d 117,121.
- (12) 8 Del. C. § 220 (2015).
- (13) Grimes v. DSC, 724 A.2d 561 (Del. 1998). Louisiana Municipal Police Employees Retirement System, Plaintiff, v. Morgan Stanley & Co., INC., 2011 Del. Ch. LEXIS 42 (Del. Ch. 2011).
- (14) FOLK ON THE DELAWARE GENERAL CORPORATION LAW FUNDAMENTALS 2015 EDITION, at GCL-717.
- (15) Id at GCL-719.
- (16) Id at GCL-727.
- (17) Id at GCL-730.
- (18) Ernesto Espinoza v. Hewlett-Packard Company, 12 A.3d 1140 (Del.2011). 7)の判決の詳細については、釜田薫子「米国の株主代表訴訟と株主の情報収集——閲覧可能な文書の範囲と『不可欠性』の要件」北村雅史・高橋英治編『藤田勝利先生古稀記念論文集 グローバル化の中の会社法改正』一九五頁(法律文化社、二〇一四年)を参照。
- (19) Freund v. Lucent Techs, 2003 Del. Ch. LEXIS 3 Del. Ch. Jan. 9, 2003.
- (20) FOLK ON THE DELAWARE GENERAL CORPORATION LAW FUNDAMENTALS, supra note 14, at GCL-724.
- (21) Wanstein Enterprises, Inc. v. Orloff, 870 A.2d 499 (Del. 2005). 判決の内容については、釜田薫子「親会社株主による子会社の帳簿等閲覧請求」商

事一八一一号四四頁(二〇〇七年)を参照。

- (22) *Helman v. Management Services, Inc. v. A & S Consultant, Inc.* 525 A.2d 160 (1987).
- (23) 原告が主張した(1)原告が保有するA&S社の株式の価値を確定するため、(2)会社の状況や業務を確認し、原告が情報を得て議決権その他の権利を行使できるようにするため、(3)利益配当を行わない理由を確認するため、(4)利益配当のための十分な財源があるかどうかを確認するため、の四つの目的のうち、(1)(3)(4)は明らかに株主の権利と関連するなかった(525 A.2d 160, 165)。
- (24) *Thomas & Betts v. Leviton Manufacturing Co., Inc.*, 681 A. 2d 1026 (Del. 1996), at 1031. *Security First Corp. v. U.S. Die Casting & Development Co.*, 687 A.2d 563 (Del.1997).
- (25) 687 A. 2d 563, 568.
- (26) *Seinfeld v. Verizon Communications, Inc.*, 909 A.2d 117 (Del. 2006).
- (27) 前原信夫「株主の帳簿・記録の閲覧権と正当な目的の立証における「信頼できる根拠」という基準」近藤光男・志谷匡史編『新・アメリカ商事判例研究 第二巻』(商事法務、二〇一二年)三〇八頁。
- (28) 2015 Del. Ch. LEXIS 110 (Del. Ch. 2015).
- (29) 791 A. 2d 787 (Del.Ch.2000).
- (30) 2006 Del. Ch. LEXIS 88.
- (31) 2012Del. Ch.LEXIS 3.
- (32) 2013 Del. Ch. LEXIS 49.
- (33) *White's* 調査を信頼できる根拠と認めない他の判決について、*Freund v. Lucent Technologies, Inc.*, 2003 Del. Ch. LEXIS 3 (Del. Ch. 2003). 及び、*White's* 判決について、*Developments in the Law: The New Stage of Corporate Governance Litigation: Section 220 Demands-Reprise*, 28 *Cardozo L. REV.* 1287, 1330-1331 (2006).
- (34) *Marron v. Arbunet-Theexchange, Inc.*, 2004 Del. Ch. LEXIS 44 (Del. Ch. 2004).

\*本研究は、日本学術振興会科学研究費、基盤研究(C)(JSPS科研費 二二三八〇一四〇)の助成を受けたものです。